

尼開指第46号

尼崎市屋外広告物条例第10条第1項の市長が定める基準について

尼崎市屋外広告物条例第10条第1項の市長が定める基準を次のとおり定めた。

令和7年6月13日

尼崎市市長 松 本 眞

1 対象広告物

別図に定める対象区域にある高架の橋脚（道路から垂直に立ち上がっている部分に限る）に設置する広告物

2 基準

対象広告物に係る尼崎市屋外広告物条例第8条の許可の基準

基準	
表示方法	高架下のスペースを利用した施設等の壁面等を兼ねた橋脚もしくは、各壁面から1メートル以内に存在する橋脚に当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容を設置すること。
表示面積	商業系地域以外の地域においては、広告物を設置する面の5分の1かつ5㎡以下とすること。
設置高さ	商業系地域以外の地域においては、地上からの高さ3メートル以下とすること。
数量	橋脚1基につき1枚までとすること。
相互距離	10メートル以上かつ、他の高架の橋脚部分に設置される屋外広告物と同時に視認することができない位置に設置すること。
素材	1 蛍光塗料、反射光の強い素材を使用しないこと。 2 表示内容が印刷されたフィルムを貼り付け、又は塗料等で直接表示内容を描画すること。
表示又は設置の場所	交通信号機からの距離は5メートル以上とすること。
その他	広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものでないこと。

3 許可期間

許可期間は1年以内とする。